明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○ガス事業法施行規則及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四一）　一
〔告　示〕
○交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（国家公安委一七）　一四
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学七三）　一九
〔人事異動〕
法務省　三〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　三四
裁判所
免責、再生関係
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○経済産業省令第四十一号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びにガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、ガス事業法施行規則及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

ガス事業法施行規則及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第一条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六十九条　［略］	**第六十九条**　［略］
一～三　［略］	一～三　［略］
四　第六十四条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書	四　第六十四条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ロ若しくはハの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書
2　［略］	2　［略］
（経済産業省令で定める一般ガス導管事業者の禁止行為）	［新設］
第七十九条の二　法第五十四条第一項第三号のガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	
一　特別一般ガス導管事業者が、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合についてはこの限りではない。	